

建築物の省エネ改修サポート制度 簡易診断 受診申込書

簡易診断にあたって、診断者から特定の改修工事や製品の購入を働きかけるなどの勧誘行為や営利活動を行うことは一切ありません。

(受診される方からのご依頼やご相談があった場合は、別途ご対応可能です。)

ふりがな		ご年齢	<input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代以上 <small>*いずれかの□に✓をつけてください。</small>
お名前		住宅の種類	<input type="checkbox"/> 木造戸建 <input type="checkbox"/> その他の戸建 <small>*簡易診断は木造戸建を主な対象とします。それ以外は参考としての診断となります。</small>
ご住所	〒	TEL	FAX
E-mail			
診断する建物の所在地	<input type="checkbox"/> 住所と同じ <input type="checkbox"/> それ以外 (右記)	<small>*ご住所と同じ場合は記載不要です。</small> 〒	
結果説明	<small>*事前にお申し出をいただくことで、簡易診断後、その場で診断レポートを作成し、説明を受けられます。(診断に必要な情報の入力・計算等に若干お時間をいただきます (10分程度))</small> <small>当日に診断レポートの説明を希望する場合は、□に✓をつけてください。</small> <input type="checkbox"/> 当日に説明を希望する		
その他	<small>*簡易診断を希望する日時や相談事項など、特段の要望がある場合は、本欄にご記入ください。</small>		
診断方法	訪問診断 ：県に登録された省エネ改修アドバイザーが、簡易診断する建物を訪問します。 省エネ改修アドバイザーが無断で室内を見て回ることはございませんが、正確な状況把握のため、あらかじめお許しをいただいた上で、室内や天井裏、床下等の状況を確認します。 当日に診断結果をご説明する場合は、パソコン用の電源をお借りする場合がございます。また、当日に診断結果の印刷をご希望される場合は、プリンターをお借りする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。		
診断費用	簡易診断を行う費用は原則無料です。 ただし、遠方などお住まいの地域によっては、別途省エネ改修アドバイザーの交通費が発生する場合がございます。その場合は事前にご連絡させていただきますので、あらかじめご承知おきください。		
個人情報	簡易診断事業における個人情報の取り扱いについて 簡易診断に関わる業務で収集されるすべての個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法令を遵守し、簡易診断業務と受診された方への結果の説明業務、及び個人を特定できない匿名化措置を施した上で、報告のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。		

【お問合せ・お申込先(県業務受託者)】
公益社団法人 長野県建築士会
 〒380-0872 長野市大字南長野字宮東426-1
 ☎026-235-0561 FAX026-232-2588
 ✉n-shikai@avis.ne.jp

受診申込書にご記入の上、左記までFAX、E-mail、郵送にてお送りください。
 (期限：令和6年3月22日(金)まで)



建築物の省エネ改修サポート制度

無料で省エネ性能を診断します

住宅の省エネ改修をサポートするため、長野県が認定した事業者に所属する、省エネ等に関して一定の技術※を習得した建築士などが、簡易に調査・診断して、省エネ性能や改修の提案を含めた説明を行います。



診断レポートのイメージ

省エネ性能を5段階ランクと年間冷暖房費で表示

総合判定: C ランク

この建物のエネルギー性能... 1.5 W/m²・K相当

この建物は、現行の省エネルギー基準を大幅に下回っております。断熱性を高める改修工事を強くお勧めします。

2018年12月3日 診断者：長野太郎

簡易診断で何がわかるの？

この建物の燃費性能

判定ランク(5段階)の目安

- SS 十分に断熱性能が高い
- S 断熱性能が高い
- A ほぼ省エネルギー基準と同等
- B 断熱性能がやや不足している
- C 断熱性能が不足している

年間の冷暖房費用の目安

この建物から逃げる熱

どこから熱が逃げるか割合を表示

この建物は... ①窓・ドア ②外壁 ③床 の順に熱が多く逃げています。

省エネ改修後の冷暖房費削減を試算

「ノンエネルギーベネフィット」をご存知ですか？

断熱改修をすると、冷暖房費の削減のほかにも、快適な暮らしや、病気になるにくいなど、エネルギー以外の様々な利点があります。

診断を希望される方は最終ページの申込書で

お問合せ先：公益社団法人長野県建築士会

☎026-235-0561

又は長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室

☎026-235-7022

住宅の省エネ改修には様々な助成制度が用意されています(令和5年度実施制度) 利用できる助成制度の概要をご案内



住宅の省エネ改修工事を実施しようと考えている皆さん。その工事には補助金をはじめ低利な融資や税の優遇など、様々な助成制度が用意されています。

一定の要件に適合する断熱改修工事や設備を設置することにより助成が可能となります。詳細は助成する関係団体や機関にお問い合わせください。

補助金や助成金

①既存住宅における断熱リフォーム支援事業(通称)

戸建 集合 全体 個別

最大120万円補助(補助対象経費の1/3以内)

断熱材、窓、ガラス、玄関ドアの高性能建材による断熱改修や家庭用蓄電システム等(以下の財団に登録あるいは指定する要件に該当する建材等)の導入に補助

- 住宅全体を改修する「トータル断熱」と居間だけを断熱改修する「居間だけ断熱」が選択可能
- 集合住宅も対象(補助金額1戸当たり15万円上限)

問合せ先: (公財)北海道環境財団 ☎011-206-1573
Web情報: <http://www.heco-hojo.jp/danref/index.html>

②次世代省エネ建材実証支援事業

戸建 集合 全体 個別

最大400万円補助(補助対象経費の1/2以内)

断熱パネルや潜熱蓄熱建材、断熱材、外窓等を使用した省エネ改修に補助
SII※に登録された製品であることが要件

- 外張り断熱、内張断熱、窓断熱の3区分から選択可能
- 内張断熱は集合住宅も対象

問合せ先: (一社)環境共創イニシアチブ(※SII) ☎03-5565-3110
Web情報: https://sii.or.jp/medi_material05/

③長期優良住宅化リフォーム推進補助金

戸建 集合 全体

最大250万円補助(補助対象経費の1/3以内等)

工事前にインスペクションを行い維持保全計画等を作成し、性能基準の必須項目(劣化対策・耐震性・省エネ性等)を満たし、性能向上(三世同居工事等)を行う住宅に補助。

- 最大補助額のうちの50万円上乗せは「三世同居対応改修工事」、「若者・子育て世帯」等の4つのいずれかの場合に適用
- 補助金は補助事業者(施工者等)に交付

問合せ先: 国立研究開発法人建築研究所
長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室 ☎03-5805-0522
Web情報: https://www.kenken.go.jp/chouki_r/

低利融資制度

グリーンリフォームローン 住宅金融支援機構融資

一定の基準を満たす省エネリフォームに最大500万円を融資。
住宅内一区画をZEH水準とすると通常より低金利を適用。無担保・保証人不要。

フラット35リノベ 金利0.5%優遇 住宅金融支援機構融資

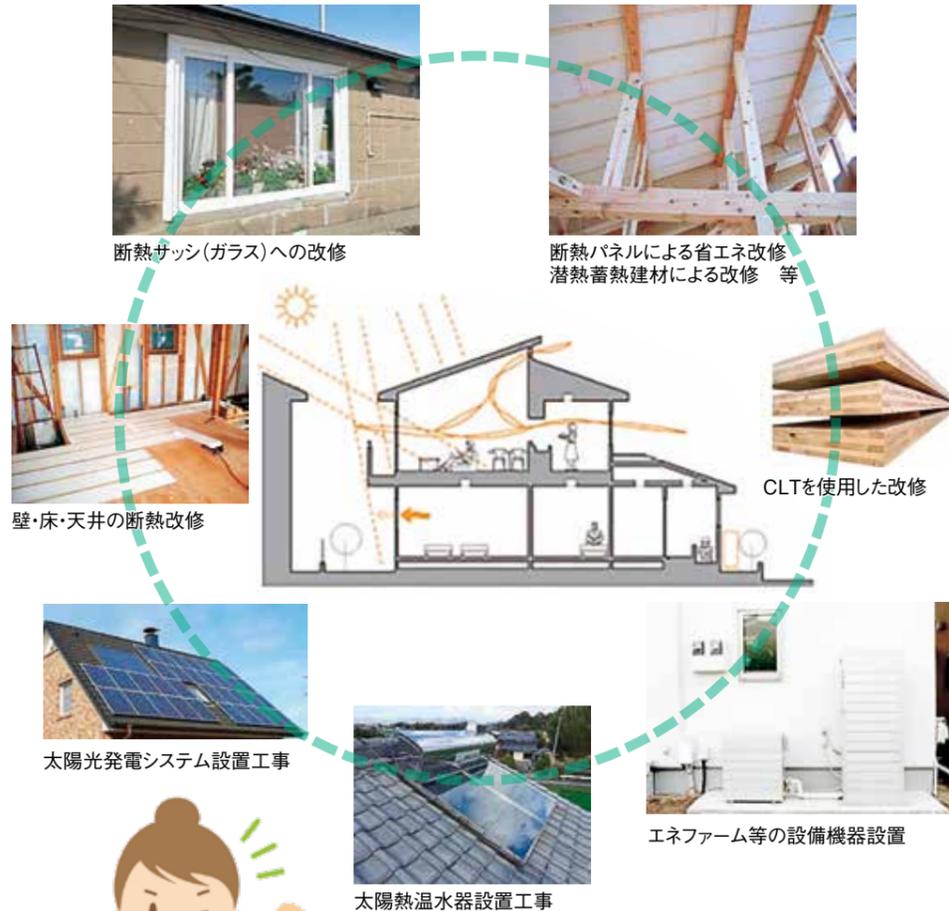
省エネ性能に応じ金利優遇 [Aプラン:10年▲0.5% Bプラン:10年▲0.25%]

問合せ先: 住宅金融支援機構 ☎0120-0860-35 (上記ローン共)

Web情報: <http://www.flat35.com>

※一般金融機関においても省エネ住宅に対する金利優遇などを行っています。
各金融機関にお問い合わせください。

【省エネ改修助成工事例】



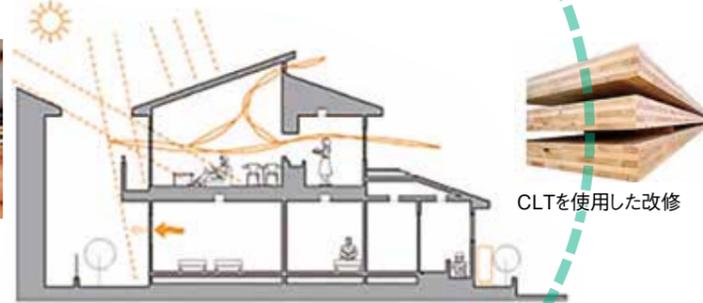
断熱サッシ(ガラス)への改修



断熱パネルによる省エネ改修
潜熱蓄熱建材による改修等



壁・床・天井の断熱改修



CLTを使用した改修



太陽光発電システム設置工事



太陽熱温水器設置工事



エネファーム等の設備機器設置



税の優遇措置

最大67.5万円控除 所得税減税(投資型:ローン以外)

一定の省エネ改修工事を行った場合、最大で62.5万円(太陽光発電設備設置は+5万円)を1年間控除

最大140万円控除 所得税減税(10年以上ローン該当)

省エネ改修のほか、一定の要件に該当する工事を行い10年以上償還を行う場合、毎年末のローン残高の0.7%を最大10年間控除

税額の1/3減額 固定資産税の軽減

一定の省エネ改修工事を行った場合、税額の1/3を1年間減額

税の優遇措置の詳細:(一社)住宅リフォーム推進協議会

Web情報: <http://www.j-reform.com>

上記以外に不動産取得税、登録免許税、贈与税の優遇措置があります。

戸建 一戸建て住宅に適用

全体 住宅全体の省エネ改修に適用

集合 マンション・アパート等に適用

個別 部分的な省エネ改修に適用

補助制度の詳細は「住宅の補助金・減税・優遇制度オールガイド」に掲載されています。

Web情報: <https://www.sumai-fun.com/money/>

記載内容は令和5年度の制度です。制度は毎年改正されています。

④こどもエコ住まい支援事業

戸建 全体 個別

最大60万円補助(工事内容ごとに設定された金額合計)

次のいずれかの省エネ改修を行う場合に補助
開口部の断熱改修/外壁・屋根等の断熱改修/エコ住宅設備の設置

- 子育て世帯又は若夫婦世帯は最大60万円補助
- 上記以外で省エネ改修工事実施で30万円まで補助

問合せ先: 合同窓口 ☎0570-200-594
Web情報: <https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp>

⑤先進的窓リノベ事業

戸建 集合 個別

最大200万円補助

事業への登録事業者が施工する高性能断熱窓(一定の要件に該当する建具)へのリフォーム工事に補助
問合せ先: 合同窓口 ☎0570-200-594
Web情報: <https://window-renovation.env.go.jp/>

⑥給湯省エネ事業

戸建 集合 個別

最大30万円補助(対象機器による定額)

事業への登録事業者が設置するエネファーム、ハイブリッド給湯器、エコキュート(一定の要件を満たす機器)に補助
問合せ先: 合同窓口 ☎0570-200-594
Web情報: <https://kyutou-shoene.meti.go.jp/>

⑦信州健康ゼロエネ住宅助成金(リフォームタイプ)

戸建 全体 個別

最大100万円助成(補助対象経費の20%以内)

県内事業者が施工し、再生可能性エネルギー設備などの導入の検討を行ったリフォーム工事に以下の区分で助成

- 信州健康ゼロエネ住宅指針の最低基準に適合する断熱改修: 上限100万円
- 浴室及び脱衣室または寝室の10㎡以上の外皮断熱と建具の断熱化、または外気に接する建具の断熱化工事: 上限50万円

問合せ先: 長野県建設部建築住宅課 ☎026-235-7339
Web情報: <https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kenkozeroene/joseikin.html>

⑧既存住宅エネルギー自立化補助金・グループパワーチョイス

戸建 ※両制度の併用はできません。 個別

○既存住宅エネルギー自立化補助金

最大30万円(設置機器により定額)

既存住宅に「信州の屋根ソーラー認定事業者」との契約で一定仕様の太陽光パネルと蓄電池又はV2Hを同時あるいは蓄電池又はV2H単独設置に補助
問合せ先: 長野県環境政策課ゼロカーボン推進室 ☎026-235-7179
Web情報: <https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/jiritsu.html>

○グループパワーチョイス(共同購入)

太陽光発電設備及び蓄電池の購入希望者を募り、一括して発注することで、通常よりも安い費用で設置できる仕組み
問合せ先: ながの みんなのおうちに太陽光事務局(アイチューザー株式会社)
☎0120-698-300
Web情報: <https://group-buy.jp/solar/nagano/home>

⑨市町村による省エネ改修工事への助成

助成金額や条件等は市町村で異なります

省エネ改修工事をはじめ太陽光発電システム、太陽熱温水器、雨水貯留槽等の設置に補助。
以下の専用サイトから検索可能
専用サイト: 地方公共団体における住宅リフォームに係わる支援制度
Web情報: <http://www.j-reform.com/reform-support/>